

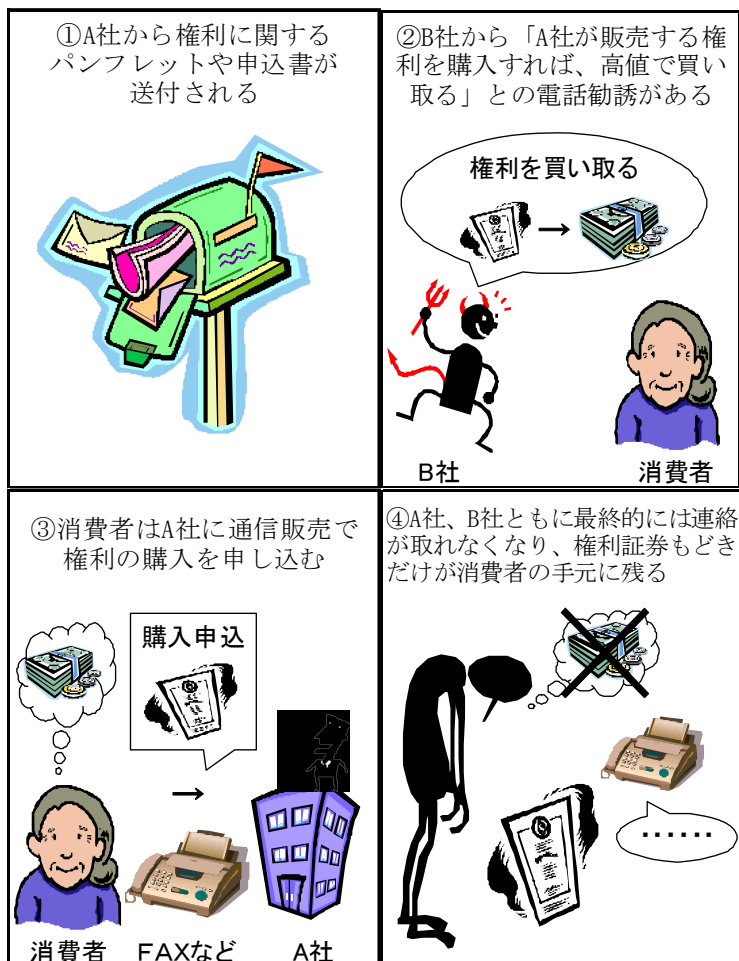
## 「買え買え詐欺」にご注意！

—より巧妙！より悪質に！劇場型勧誘による詐欺的儲け話の最近の手口—

金融商品に関する相談の傾向の一つとして、未公開株などの詐欺的な儲け話のトラブルが、高齢者を中心に近年非常に多く寄せられていることが挙げられる。詐欺的な儲け話に用いられる金融商品についても様々なものが登場しており、未公開株、怪しい社債<sup>(注1)</sup>、ファンド<sup>(注2)</sup>のトラブルのほか、金融商品かどうか定かではない「怪しい権利取引<sup>(注3)</sup>」の儲け話のトラブルの増加が目立っている<sup>(注4)</sup>。

これらのトラブルが減らない背景の一つとして、「買え買え詐欺」ともいえる「劇場型勧誘」の手口がより巧妙化、悪質化していることが挙げられる。そこで、最近目立つ劇場型勧誘の手口を紹介し、このような話には絶対に耳を貸さないよう再度注意喚起をすることとする。

図1 劇場型勧誘の典型例



## 1. 「買え買え詐欺」の特徴

(1) 共通するのは立場の違う複数の人が入れ代わり立ち代わり勧誘する「劇場型勧誘」の手口  
未公開株や社債、ファンドのトラブルでは、ほとんどのケースで劇場型勧誘が行われていることが特徴として見られる。

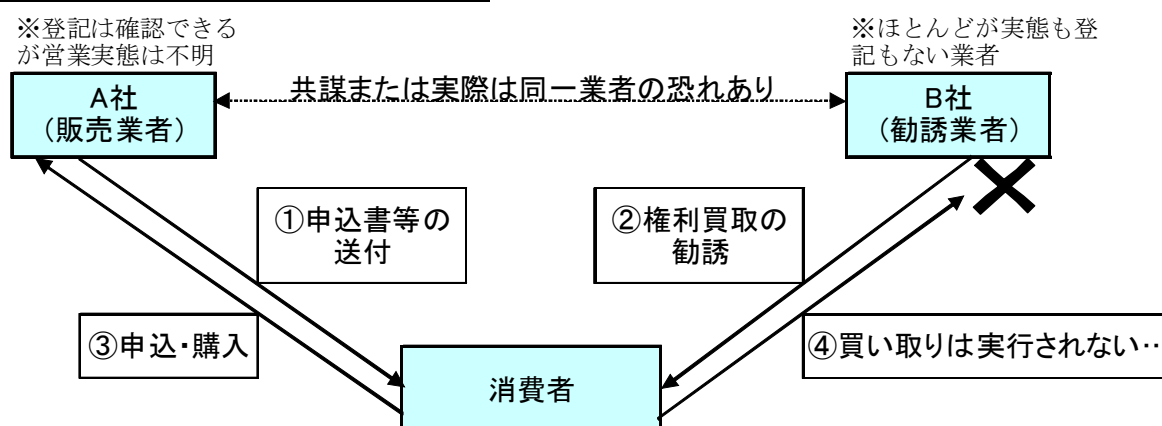
劇場型勧誘とは、勧誘業者であるB社が、A社の販売する権利等<sup>(注5)</sup>について「購入額を上回る金額で買い取る」などとウソの説明を行い、販売会社（A社）との取引が自らの利益につながると消費者に誤認させ、消費者にA社へお金を支払わせるよう仕向けるという一連の詐欺的勧誘のことをいう。

劇場型勧誘の典型例としては、まずこの勧誘に前後して、消費者の自宅にA社のパンフレットや申込書が封筒で発送される。勧誘業者であるB社が「販売会社（A社）の封筒は届いていないか。A社が販売している権利（未公開株、社債など）は大変価値があるが、封筒が届いた個人しか購入することができない。代わりに買ってあげれば権利を高値で買い取る」、または「代理で購入して欲しい。謝金を支払う」などと電話で消費者に勧誘し契約をあおる。

消費者は、初めのうちはB社のお話を信用しないが、何度も（場合によっては複数の業者から）「価値のあるものなので高値で買い取る」と勧誘を受けたり、公的機関（金融庁や国民生活センターなど）をかたる何者からか電話があり「A社は信頼できる会社である」などと説明されるうちに信用してしまいお金を支払ってしまう。そして結局A社、B社ともに連絡が取れなくなり、実質紙切れである権利証券だけが消費者の手元に残る、というものである<sup>(注6)</sup>（図1）。複数の業者が登場し、さも「演劇」のように仕立て上げられた勧誘が行われるため、劇場型勧誘と呼ばれている。そこでは、何かと理由をつけて、実態のはっきりしないような権利などを買わせるシナリオになっている。

劇場型勧誘（以下、「買え買え詐欺」）において、勧誘業者（B社）は、登記情報や所在地などの実態を確認することができず、消費者がB社から利益を得られたケースは今までに1件も確認できていない（図2）。①「高値で買い取る」「謝金を支払う」などと勧誘しておきながら実行しないこと、②同一の販売業者（A社）に関し同様の劇場型勧誘のトラブルが複数件寄せられていること、そして、③販売業者（A社）についても登記は確認できるものの営業実態は不明であり、ほとんどのケースで最終的には販売業者（A社）とも連絡がつかなくなることから、販売業者（A社）と勧誘業者（B社）が共謀または実際は同一業者として詐欺を行っている恐れが高いと考えられる<sup>(注7)</sup>。

図2 「買え買え詐欺」における関係図



## (2) 最近話題となっているものや高齢者が興味や関心を持ちそうな事業が投資対象に

A社が販売する権利の投資対象としては、最近話題になっているものや高齢者が興味や関心を持ちそうな事業、新しく将来性のある事業、そして社会貢献につながりそうな事業が多く見られる。具体的には、①資源やエネルギー関連事業、②高齢者福祉関係事業、③最先端技術を取り扱う事業、④東日本大震災の復興に関係する事業、⑤ボランティアに関する事業といったものである。また、海外事業を標榜しているケースも目立ち、その場合、実態の確認が非常に難しい。

## 2. 最近の相談事例

話題となっているものや高齢者が関心を持ちそうな事業として、「水資源の権利」や「温泉付き有料老人ホーム利用権」を販売するトラブルなどがあり、注意喚起を行ってきたところであるが、こうしたトラブルに遭った高齢者をねらう「二次被害」の中でも、過去の損失を取り戻すという「被害回復型」が依然として多く見られる。また、自分は購入する資格がないので、代わりに買ってくれれば高く買い取るという「代理購入型」の発展型と考えられる「代理申請型」、消費者を脅して強引に申し込みや金銭の払い込みをさせる「恫喝型」、郵送や手渡しで支払わせる「口座振込み回避型」など、より巧妙で新しい手口が次々と寄せられている。そして、これらの手口は複合的に用いられることも多い。

また、不動産等を担保に借金までさせて全財産を奪い取ろうとする「根こそぎ型」など非常に深刻で悪質なケースも見られる。

### 【事例1】お金は代わりに払うので申し込みさえすれば良いという【代理申請型】

突然知らない業者（以下、B社）から、「緑色の封筒は届いてないか」と電話があったが不審なので電話を切った。数日後、緑色の封筒が届き、封筒の中にはレアアースを扱っているというA社の社債購入に関するパンフレットと申込書が入っていた。

その後B社から「上場予定であるA社の社債を欲しがっている貿易商がいる。案内が届いた人しか購入できないので、必要無いならあなたの権利を譲って欲しい」等と言われた。「お金の用意は全く必要無く、欲しがっている貿易商が代わりに支払う。申し込んでくれるなら、1口20万円につき3万円の謝礼を渡す。50口を申し込んで欲しい」などと説明された。始めは断ってはいたが、申し込みをするだけで謝礼がもらえるならばと考え、FAXで申し込みをした。

ところが、申し込みをした後A社から、「会社に監査が入り、『名義人と振込人の名前が違うのは問題だ』と指摘されたため、貿易商の入金分全額を本人に返金する事になった。代わりにいくら入金して欲しい。貿易商が帰国したら返す」と言われ、合計200万円をA社の指定する口座に振り込んだ。その後、200万円が戻るのか心配になり警察に相談にしたところ、消費生活センターを紹介された。お金を返して欲しい。

(2011年5月受付 契約当事者：60歳代 男性 無職 新潟県)

### 【事例2】不審に思って申し込みをやめようとする脅してくる【恫喝型】

過去にマルチ的な勧誘を受け、ファンドの契約をして300万円の損害を被ったことがある。

ある日突然、B社から電話があり「あなたが被った損失を回復することができる。シカゴの銀行口座に業者の隠し財産400億円があることが分かり、分配することになった。分配金を得るためには60万円を払って組合員になる必要がある。60万円は当社が負担するので、組合員の申し

込みをするため、A社に電話をするように」などと言われ、お金が返ってくるならという思いでA社に連絡した。A社からは「申し込み用紙をFAXで送付する、必要項目を記入して返送するように」との説明があった。

届いた申込書を見ると、B社の説明と違い、新たなファンドの申込書となっていた。「1口12万円 5口以上」とも記載があり不審に思ったので、消費生活センターに相談して申し込みをやめることにした。断りの電話をB社にしたところ、「既にA社に入金した。やめるなら60万円を当社に支払え、支払わなければ裁判にする、裁判になったらもっと金が掛かる」などと脅され、怖くなって申込書をFAXで送付してしまった。お金はまだ支払っておらず、契約をやめたい。

(2011年11月 契約当事者：60歳代 女性 家事従事者 福岡県)

### 【事例3】郵送や手渡しで支払わせる【口座振込み回避型】

別居している母のもとに金鉱山の権利に関するパンフレットが送付された後、複数の人物から「高額な配当がある」などと何度も電話で権利購入を誘われ、自宅に来た業者に手渡しでお金を支払ったり、郵便でお金を送ったりして合計1,400万円を支払ってしまったようだ。送付先も、「信書宅配封筒を購入後に連絡するように」と業者に言われ、電話で指示されるまま封筒に直接書いているので、記録が残っていない。業者に「もうお金はない」と伝えると、「保険を解約しろ」とか「娘に借りてでも払うように」と言われ、私のところに借金を申し込んできて発覚した。

すぐに警察に相談したところ、母の家に警察官が来た。写真を撮ったり、電話の着信履歴を記録していったが、「代金を手渡ししたり郵送で送っているので証拠がなくどうにもならないが、対応はする」と言われたようだ。母は記憶もあいまいで、色々な事を業者から言われているので混乱している。お金を返して欲しい。

(2012年2月 契約当事者：70歳代 女性 無職 北海道)

### 【事例4】自宅を担保に借金までさせて全財産を奪い取ろうとする【根こそぎ型】

水素エネルギーの開発に取り組んでいるというA社のパンフレットが届いた後、仲介業者を名乗るB社から「A社の社債は、パンフレットを受取った49人しか購入できない。1口20万円の社債をまとめて買って欲しくないか。買って欲しかったら1口48万円で買い取る」と電話で勧誘があった。断ると「60万円で買い取る」としつこく勧誘され、「金が無い」と断ったが、B社が「当社で20口400万円分を予約した、380万円を当社が出すから」と言われ、1口だけならと1口20万円支払った。

その後別の仲介業者C社から「1口78万円で買い取る。大手自動車メーカーが水素自動車に参入する関係で、東京の金持ちが社債を購入したいと言っている」と電話があり、8口160万円支払った。その後さらに「2口予約しておきますのでお金を払ってください」と言われ、40万円支払った。その後また勧誘があり、「もう金が無い」と断ったら、不動産を担保に借入する方法を教えられ、貸金業者を紹介された。その業者に電話し、300万円の融資の申し込みをした。家族に発覚しだまされていると諭され、相談窓口に相談した。どうすればよいか。

(2012年6月 契約当事者：70歳代 男性 無職 静岡県)

### 3. 消費者へのアドバイス

(1) 自分が持っていない金融商品や権利について買い取るから利益になるなどと、他社と契約させようとする話には絶対に耳を貸さないこと

「買え買え詐欺」(劇場型勧誘)を受けて実際に消費者が利益を得たり、被害が回復できたケースは今までに1件も確認されていない。また、お金を支払った後、業者とは連絡不能になることがほとんどで非常に詐欺的である。

一度話を聞いてしまうと、「あなたはお金を払う必要はない」などと巧妙に引き込まれ、「被害を取り戻す」などと次々と同種のトラブルに遭い、最終的には全財産を根こそぎ奪われることにもつながりかねないため、誘いには絶対に耳を貸さないこと。

(2) 絶対にお金を渡さずに、すぐに消費生活センターに相談すること

郵送や手渡しでお金を渡してしまうと、銀行振り込みの場合は可能であった口座凍結の処置すらできなくなる。証拠も残らないことが多く、お金を取り戻すことはさらにもまして困難となるため、絶対にお金を支払わないこと。

また、脅すような口調で金銭の支払いを求められるなどして、少しでも不安や恐怖を感じたらすぐに警察署や消費生活センターへ相談すること。

(3) 周りの人も高齢者がトラブルに遭っていないか気を配ること

劇場型勧誘による「買え買え詐欺」のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが非常に目立つ。周りの人も、口数が減る、買い物をあまりしなくなる、借金を申し込んでくるなど、高齢者の日常生活に変化が生じていないか気を配ること。高齢者の生活に不自然な点があれば消費生活センターへ相談するよう勧めること。

### 4. PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム)<sup>(注8)</sup>に見る相談の概要

(1) 未公開株の相談件数

※2012年8月末日までの登録分。以下、同じ。

『将来上場する』と勧められて未公開株を購入したが、上場しないまま連絡不能になった」などといった未公開株の相談は、2009年4月から2012年8月末までに23,850件寄せられている。2010年には8,561件と過去最高の相談件数となった(図3)。2011年度は7,368件と減少に転じたが、依然として高水準で推移している。

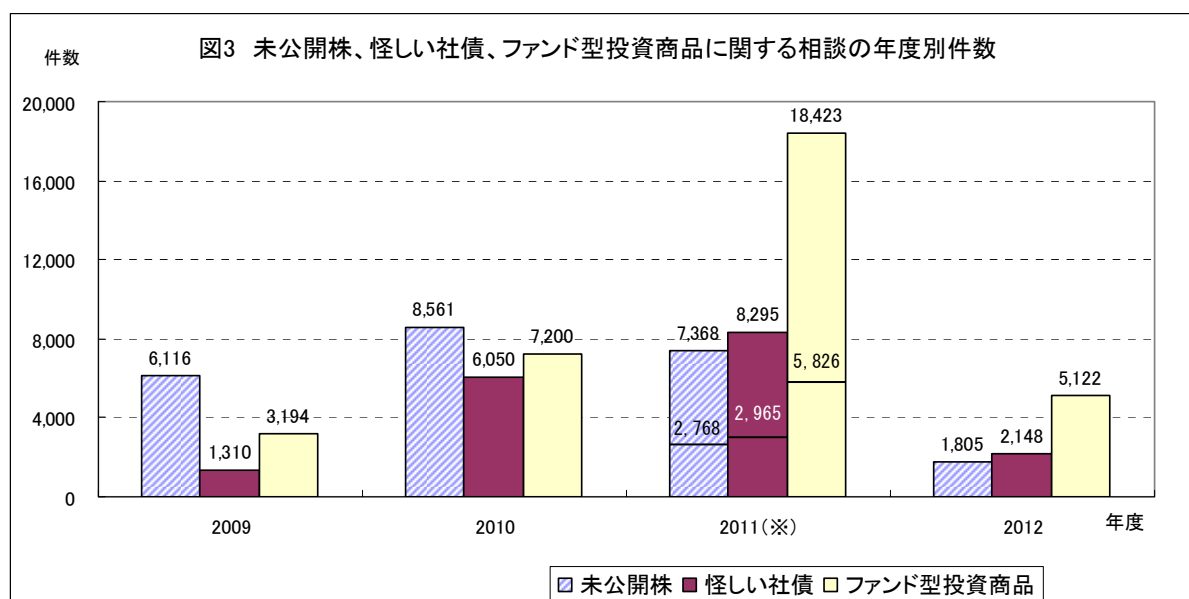
(2) 怪しい社債の相談件数

『年利十数%の高利回りの配当を約束する』と勧められ発行会社と社債の契約をしたが、配当が支払われなくなった」などといった「怪しい社債」の相談は、2009年4月から2012年8月末までに17,803件寄せられている。2009年頃から急増傾向が見られ、2010年は6,050件となり、2011年度は未公開株の相談件数を超える8,295件の相談が寄せられた(図3)。

(3) ファンド型投資商品の相談件数

2009年4月から2012年8月末までに寄せられたファンド型投資商品に関する相談は33,939件寄せられている。この中には、いわゆる「ファンド」<sup>(注9)</sup>に関する相談のほか、水資源の権利、老人ホーム利用権、鉱山の採掘権、土地に関する権利、天然ガス施設運用権などといった金融商

品かどうか定かではない「怪しい権利取引」の相談が含まれている。2009年度は3,194件、2010年度は7,200件と急増し、2011年度は18,423件<sup>(注10)</sup>とさらに急激に増加している(図3)。



(※)2011年度の前年同時期(未公開株2,768件、怪しい社債2,965件、ファンド型投資商品5,826件)

以下は、未公開株と怪しい社債、ファンド型投資商品に関する2009年度から2012年度(2012年8月末日までの登録分)までの相談75,592件(未公開株23,850件、怪しい社債17,803件、ファンド型投資商品に関する相談33,939件)について、傾向を見ていく。

#### (4) 契約当事者の属性

※不明・無回答等を除いて割合を算出

##### ①年代別

年代別に見ると、70歳代が25,066件(35.4%)と最も多く、次いで60歳代が19,562件(27.6%)であった。ほかに80歳以上が11,252件(15.9%)と、60歳以上が約8割を占める。

##### ②性別

性別で見ると、男性が30,964件(41.7%)、女性が43,307件(58.3%)で、女性がやや多い。

##### ③地域別

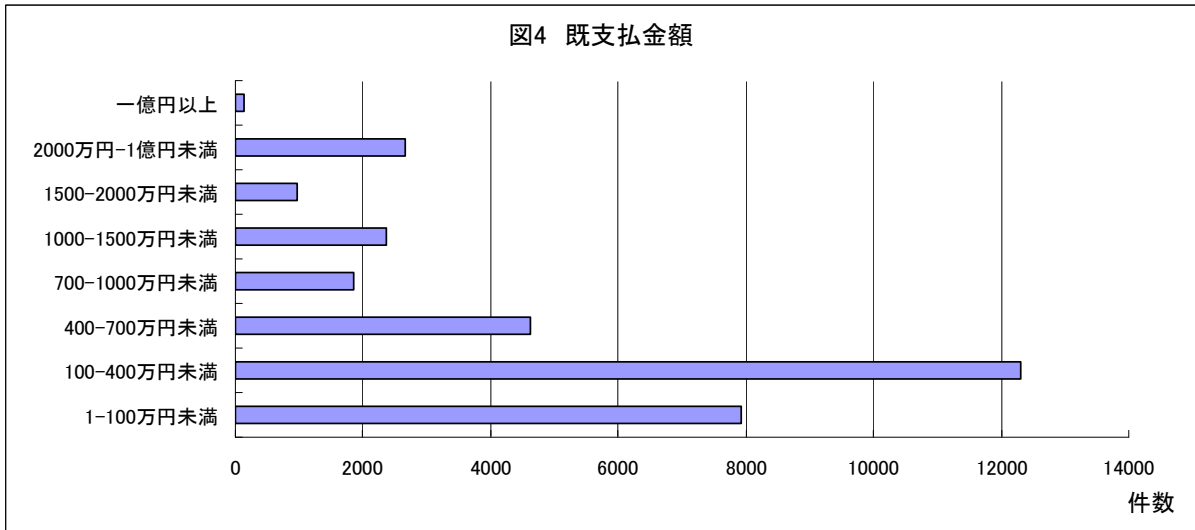
地域別に見ると、南関東が24,184件(32.5%)と最も多く、近畿が11,182件(15.0%)、東海が8,851件(11.9%)、九州北部が5,423件(7.3%)と続いた。人口の多い地域に相談が多い。

#### (5) 販売購入形態

販売購入形態別に見ると、電話勧誘販売が40,953件(64.4%)と6割を占めた。次いで、通信販売が10,457件(16.4%)であった。これらの相談のほぼ全てが劇場型勧誘と考えられる。

#### (6) 支払い金額

既に支払った件数は32,834件で、全体のうち約8割である。そのうち支払い金額は、「100万円以上400万円未満」が12,308件と最も多い(図4)。しかし、「1000万円以上2000万円未満」が3,352件、「2000万円以上1億円未満」が2,657件と、高額となるケースも多く見られる。また、「1億円以上」が128件と、深刻な被害となっているケースも少なからず寄せられている。平均金額は約514万円で、支払い金額の合計を見ると約2,178億円もの金額となる。



(7) 具体的な相談内容の年度別推移 (図5)

①詐欺

「詐欺」の恐れがある相談は、年々急増傾向を見せており、2009年度は2,173件であったものが、2010年度5,667件、2011年度10,383件と前年度と比べてほぼ倍となる伸びを見せている。

②二次被害

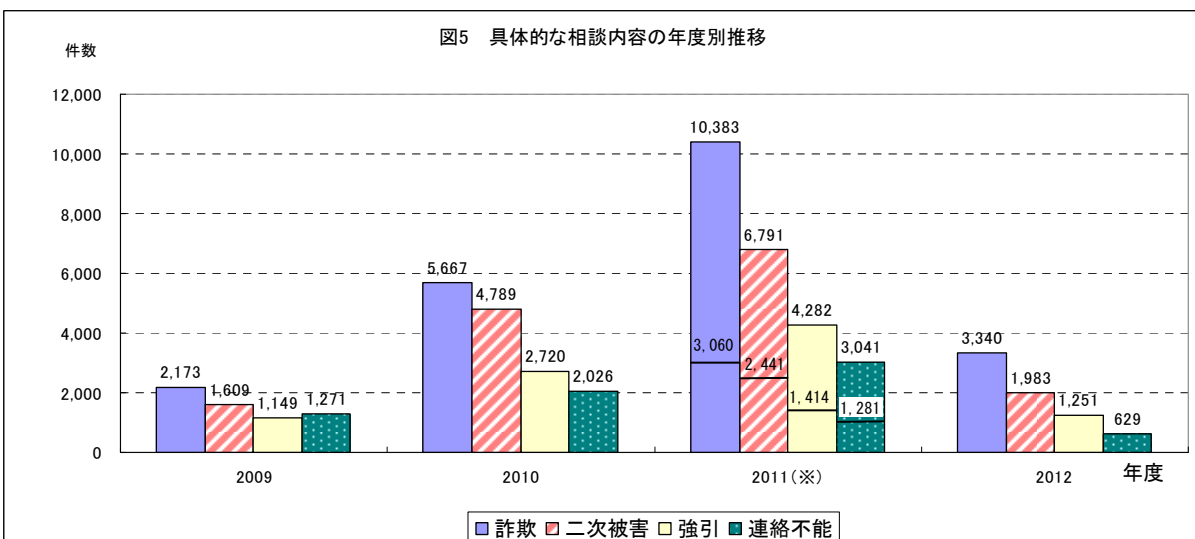
一度投資被害にあった消費者をねらった「二次被害」と考えられる相談は年々増加しており、2009年度1,609件、2010年度4,789件、2011年度6,791件であった。

③強引

「支払わなければ裁判をする」「あなたは罪を犯している」などという「強引」にお金を支払わせようとする手口も増加傾向にあり、2009年度は1,149件、2010年度は2,720件、2011年度は4,282件となっている。

④連絡不能

販売業者等と連絡がつかなくなる「連絡不能」にすでになってしまった相談も目立ち、2009年度は1,271件、2010年度は2,026件、2011年度は3,041件の相談が寄せられた。



(※)2011年度の前年同時期 (詐欺3,060件、二次被害2,441件、強引1,414件、連絡不能1,281件)

## 5. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会 事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

金融庁 監督局 証券課

金融庁 総務企画局 企業開示課

日本証券業協会



- (注1)「怪しい社債」とは、①金融機関等が介在せず、社債発行会社と直接契約がなされている、②「元本保証」などの不実告知による問題勧誘、見知らぬ買取り業者からの突然の勧誘が目立つ、③社債発行会社の実態が不明といった特徴をもつものとしている。
- (注2)いわゆるプロ向けファンドのトラブルが特に目立つ。詳細については「複雑・巧妙化するファンドへの出資契約トラブループロ向け（届出業務）のファンドが劇場型勧誘によって消費者に販売されるケースもー」（2011年2月24日公表）  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110224\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110224_1.html)) 参照。
- (注3)たとえば、水資源の権利、老人ホーム利用権、鉱山の採掘権、土地に関する権利、天然ガス施設運用権など。詳細については以下を参照。  
「急増している『水資源の権利』と称する新手の投資取引のトラブル！」（2011年3月3日公表）([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110303\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110303_2.html))  
「アプリコット合同会社の『温泉付き有料老人ホーム利用権』は契約しないで！」（2011年6月24日公表）([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110624\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110624_1.html))  
消費者庁ホームページ内「『鉱山の採掘』や『鉱物』に関する権利の勧誘に関する注意喚起（第2報）」（2011年10月21日公表）  
([http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/111021\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/111021_1.pdf))  
消費者庁ホームページ内「風力発電に係る『土地の権利』を巡る投資勧誘に関する注意喚起」（2012年2月14日公表）  
(<http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120214shiryo2.pdf>)  
「今度は“カンボジアの土地使用権”！依然続く劇場型勧誘ー「リゾート地」「農地」の投資話にご用心ー」（2012年5月24日公表）  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120524\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120524_2.html))  
消費者庁ホームページ内「中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた『天然ガス施設運用権』の勧誘に関する注意喚起」（2012年7月13日公表）  
([http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120713adjustments\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120713adjustments_1.pdf))
- (注4)また、本トラブルについては、「日本証券業協会未公開株通報専用コールセンター」にも多数の相談が寄せられている。詳細は日本証券業協会ホームページ「未公開株・社債等の勧誘にはご注意ください」参照  
([http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/index.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html))
- (注5)権利取引のほか、外国通貨や物品が取引の対象となる場合もある。詳細については以下を参照。  
「二次被害としてリゾート会員権など金融商品以外にも広がる劇場型勧誘トラブルー過去に未公開株や社債トラブルに遭った人はご注意！ー」（2010年11月25日公表）([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101125\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101125_2.html))  
「仏像の勧誘に注意！ー劇場型勧誘や送り付け、震災に便乗したセールストークなどに気をつけてー」（2011年8月4日公表）([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804_1.html))  
「次々出てくる換金困難な外国通貨の取引トラブル！ー新たにコンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタンの通貨が…ー」（2012年9月21日公表）([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120921\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120921_1.html))
- (注6)劇場型勧誘の典型事例については、「未公開株のトラブルが再び増加ー『劇場型』『被害回復型』など新たな手口が次々登場ー」（2009年9月15日公表）  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090915\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090915_1.html)) 参照。
- (注7)劇場型勧誘によって社債等の購入を持ちかけ現金をだまし取った業者が詐欺の疑いで逮捕された事例が複数報道されている。
- (注8)PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センタ

ーと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

(注9)金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/index.html>)内「いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について」では、いわゆる「ファンド」と呼ばれている「集団投資スキーム持分」について、①他者から金銭などの出資・拠出を集め、②当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、③その事業から生じる収益等を出資者に分配するような仕組みに関する権利とし、法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金融商品取引法の規制対象である「有価証券」とみなすと説明している。

(注10)なお、ファンド型投資商品の相談には預託契約のトラブルも含まれており、和牛の預託事業を行っていた安愚楽牧場に関する相談は、2011年度で3,598件寄せられた。